

ない、行かざるを得ない協定になっているわけですね。そういうことになってしまふので、いいんだ、いいんだで済まないと思います。そういう点ではきちっとやって、今後対応していったきたいと思ひますし、覚書とか、それに類するようなものは一切ないのかどうなのか。その存在だけひとつ確認したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから宮外居住の問題については、実態の把握についてはやっておられる。しかし、十二月議会でこれを市長が答弁して、もう半年過ぎております。ですから私、中間報告をというふうにお聞きしたんですが、中間報告とは全然思われないような答弁でした。人数も、結局八七年四月一日の人数しかわからん。中間発表をできるような状態まで進んでないというふうに考えざるを得ないんですが、これは早急に実態把握をやってください。

これはこれとしてやっていただく。問題は、それがやったからどうのこうのじゃなくて、苦情があった場合のそれを処理していくルートを、効果のあるようにはっきりさせていただきたいと思ひます。そこについては再三聞いています。お答えしていただかないですね。

苦情がある、駐車違反とか特に騒音なんですね。近隣騒音なんです。この場合にはどうにも対処のしようがない。憲兵隊に言ったら、憲兵隊が直ちに出てきてくれてそれを中止といいますか、そういうものをやめさせてくれるようになっておるのかどうか。少なくとも私が聞いた時点では、憲兵隊に電話をしてもらちが明かなかったという話は聞いています。だから、どうなんですか。これはちゃんとやっていっても、こんなのは簡単だと思うんですね。どうですかね、それについてははっきりさせていただきたいと思ひます。

それから基地の交付金問題については、今後研究していきたいということでございますので、これは今後、決算委員会なり予算委員会、または機会があればいろいろお聞きしたいと思ひます。ぜひ研究していくという中身については、モデルケース等もつくり、ドル資産の問題、住民税の把握の問題、そうしたことも含めまして、きちっとやっていただくようにしていただきたいと思います。

少なくとも、この基地対策事務提要、市長も当然この団体に加盟するわけで、役員をおやりになると思ひますので、前田村市長は大変重要な役をやっておったんです。こういうところに出している市にながら、実際には今までやってきてないわけなんですからね。そういう点では、ちゃんとこういうものに基づいてもちゃんとやっていただきたい

なと思ひておりますので、そこだけ要望しておきます。

それから非核都市宣言につきましては、今の市長も新たなものは必要はないということでございます。これは大変私は遺憾だと思ひます。そういう点では、また、これはいろんな機会でお聞かせいただきたいなと思ひております。ぜひ私はやるべきだというふうに思ひます。やって、やはりさすが基地のそばの自治体というふうになることは間違ひありません。

平和祈念事業なんですが、私は再三言っておりますように、田村さんがやっている福生支部、これは充て職でも何でもありません。それは当然そんなことはないですね。だから私は、これだけに限定するなというふうに言っているんですね。共催をする道を他の団体にも開きなさいということを言っているんですが、それは開かないということですか。そういう答弁だったと思うんですがね。もうちょっと胸を開いて、この問題については考えていただきたいなと思ひているので、もう一度お聞きしたいと思ひますが、世界連邦だけに限定するのではなく、他の団体にも共催に参加できるような道を開くべきだ、それがこの祈念事業が本当に実りある成功をおさめるまず第一番目の保障だと思ひておりますけれども、そのことについてもう一度、私はそうしていただきたいなと思ひますので、お聞かせいただきたいなと思ひます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（古谷正夫君） 給食の問題でございますけれども、その中で審議会の設置に当たりまして、女性の参加の明文化をせよという御指摘でございますけれども、今、条文化の内容については検討中でございます。各市の状況を見ましても明文化してございません。そういう中で、これらを参考にさせていただいて今検討中でございますので、よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

○建設部長（森田 進君） 基地の下水道に関連しまして、最大の排水量が協定に基づきます三千七百十立米を超えて

いる日があつたことに對する問題でございますが、通常は、当然現在では三千七百十立米の中におさまるわけでございますが、たまたま、この八、九月については台風時期等もございまして、また現地で下水道の改修工事等が行われていたと、そういうふうなことから雨が差し込んで、その三日間だけ特にふえたんじゃないかと、そのように思うわけでございますが、基地の計画排水量につきましては、五千五百立米程度を見込んでございますので、特に実質的には問題がないと、そういうふうに一応判断をしたわけでございます。

なお、現在も改修をしてございまして、これからこの給水量がふえることも考えられますので、この計画排水量の範囲内で今後改定をする時期が来るんじゃないかと、そのように一応考えております。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） 軽自動車の関係でございますが、行政区域以外の軽自動車に對して課税をしてよいという根拠法令があるかという御質問でございますが、そのような規定はございません。

軽自動車は、主たる定置場が所在する市町村がその所有者に課税するということになっております。現在、羽村町の行政区域の住所をもって、福生市に登録している者がいるかというような質問でございますが、これは一応横田基地というふうなことで、福生市というふうな形で申請をしておりますので、その方が居住している西住宅ですかね、羽村地域に住んでいるかどうかは私の方としても把握できませんが、一応福生市ということで申請をしておりますので、私の方で福生市がこれを受けているということになっております。

それから出張徴収の関係ですが、軽自動車について何か基地の方で車検を実施しているようでございます。その車検日に行きまして徴収しているわけですが、今まではこういうことによつて出張徴収をしていることがいい方法であるうということをやっております。これは従来から実施しているところでございます。今後もしもこのような形で徴収ができればと思っておりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

○市民部長（小野光朗君） それでは、続きまして消防協定に對する御質問でございますけれども、現在、消防署の方では基地内の水利等についての調査等はできるといふふうなことをお聞きしておりますけれども、それらについて覚書があるかといふふうなことでございますけれども、現在、私の方では承知しておりませんので、今後確認をしていきたいと思ひます。

次に営外居住というんですか、市内に住んでおられる米軍人、軍属等による近隣騒音等についてでございますけれども、御指摘の点等もあるやと伺っておりますので、今後、やはり米軍の方あるいは防衛庁あるいは警察等の間で、もうちょっとその辺のところをうまく調整できるような方法について今後検討をしていきたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。

○企画財政部長（内田和雄君） 特交の中に入っているかどうかということなんですが、申しわけございません、落としてしまして。先ほど特交分に算定されているというふうなことで御答弁申し上げたんですが、地方交付税の中に補てんされているということでございますので、それと、じゃあこの金額が幾らになっているかということは、私どもにはわかっておりません。そんな状況でございます。

ひとつよろしくお願いいたします。

○市長（石川彌八郎君） 最後の件でございますが、当市の助成金の、補助金の助成団体であります世界連邦建設同盟福生支部というのがあるわけでございますから、ここに大勢の方が、これは超党派でできておるわけでございますから、大勢の方が集まれば集まるほど、この運動は盛り上がるわけでございまして、そういった意味では大勢の方に集まっていたきたい、こんなふうに通う次第でございます。

○十一番（松山 清君）

要望だけになりました、時間もありませんので、要望しておきます。

一つは、中学校給食の方につきましては、ぜひ女性が委員として参加できるような方向、道をひとつひつけていただきたいということを強く要望いたしておきます。

それから下水につきましては、やっぱり結論的に言えば、こういう減免するといふか、そういう措置はやめていってほしい。やめるようにいふことを強く申し述べておきたいと思ひます。

それから、協定等にいささかも反するようなことがあるといふようなことであれば、それをきちつと対処しておいていただきたいと思います。

この問題については、また次の機会にももっといろいろお聞きしたいと思っております。

軽自動車税、結局、基地という概念で十把ひとからげて福生市という形で徴収しているわけで、そういうのが基地なんです。そういう基地に對して、先ほど前段での下水道料金は今度は市民並みに扱わなければならないことになつてくるから、いささかここではまるっきり正反對のことが行われているわけですね。そういうことから見ましても、や

はりきちつとただしていただきたい。軽自動車税もこういう不均一課税をやめていただきたいということを申し述べておきます。

それから出張徴収のことにつきましても、車検日に出かけるというようなことですけれども、出かけなくたって税金は納めなければならんわけであって、そういうことをわざわざやる必要は私はないと思っております。何ら支障は来さないと思っておりますので、そういうことにつきまして、今後また場を改めてお聞きしたいと思っております。

地方交付税に入っている。これが不足分の差額の補てんだということですが、結局やはり金額はわからないというところになるわけですね。ですから、やはりこれを不均一課税をやめることが大前提だと思っております。そういう点で今後またこういう問題についてもいろいろ新しい市長にお聞きしたいと思っております。

それから消防協定につきましては、水利等については調査できるということなんです。これはそうですわね。水利等が調査できなきゃ、これは話にも何もならんわけで、こんなことは当たり前で、問題はそれにとどまらず危険なもの、例えば弾薬、核があるか、ないかは分かれるところでしょうけれど、横田基地の中に弾薬がないなんていうことはだれも言う方はない。弾薬はある。そういうものの所在がどこにどういふふうになっているか、日本の消防法であれば、当然工場等の危険なものを調査されて、すっかりはつきりするんだと思いますが、結局そういうところまでのものはわからないというところに福生市の消防団員の皆さんが出かけなきゃならないというところに、この協定の問題点があるわけで、そういう点では今後担当といたしましても、そういう点を説明してほしいんだということとを東京消防庁にも言っていただきたいと思うんですね。

なにしろ国会答弁では、どうも自治省の消防庁長官は東京消防庁から聞いた話としてはやれるんだというような答弁をしているんですけども、実際には、どうもそうならないような気がしますので、そういう点では、ここだけじゃなくて、国会なんかにおきましても聞いていただくように私もやってみたいなと思っておりますけれども、しかし、担当者としても、ぜひそういう問題も説明するような努力をしていていただきたいということだけお願いしておきます。

それから協定書については、これはやっぱり出していただきたいと思っております。

それから営外居住の問題では、結局、きちっと効果あるような対処ができるように、ひとつ、そういうルートをつくっていただきたい、申し入れをしていただきたいと思っております。問題が起きるのは、いつも夜間なので、もうその時点になれば憲兵隊ぐらいしかそこを対処できるものはないんです。日本の警察、憲兵隊。だとすれば、その人たちが苦情を言った場合にすぐ出て来てくれるとか、対応してくれるという状況をつくっておいていただきたいと思っております。それはぜひ市側から基地の方に申し入れをして、実効のあるようにしていただきたいと思っております。

即これは実効があるかどうかは、もう日々そういう問題が起きているわけですから、今夜起きるかもしれません。しょうちゅう居住者との間でトラブルというか、苦情を言い合っているという状況、言っているという状況があるわけで、それでも直らんといい状況があるわけですから、ぜひやっていただきたい、早急にやっていただきたいと思っております。そのことをお願いしておきます。

それから平和祈念事業につきましては、どうしても市長も前市長と同じように、この世界連邦建設同盟福生支部としかやりたくないということみたいです。再三申し上げていますように、それだけに限定するんじゃないかと、もっと広い人を相手にして共催団体としてやっていただきたいということを申し上げておきます。

このことはまた今後もずっと出てくるでしょうから、毎年出てくる問題になるんでしょうから、そういう点ではぜひ軌道修正というか、本来のところに立ち返っていただきたいなと思っております。

そして最後になりますけれども、いずれにいたしましても、この基地問題につきましては、きょうは市長と初めてでございますので、今後とも議会のたびごとにこういう問題についてお聞きするようになるかと思いますが、ひとつよろしく願いたいと思います。

それと同時に、やはり市を、福生市が基地がなければ存在できないようなことを考えた行政運営というのだけは、それは間違いですし、そういうことをやっていけば、それは市民の不幸になるわけなので、そういう点についてはやめるように強く申し述べておきます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 次に、十二番原 敏子君。

○十二番（原 敏子君登壇）

○十二番(原 敏子君) 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険について。当市における国民健康保険の運営についてお尋ねいたします。

国民健康保険は、一九六一年に国民皆保険として国の責任により発足したものです。国保は、加入者が自営業とか零細企業の労働者だとか仕事を持たない人などで構成され、低所得者が多いというのが特徴です。また国保は、一般の健康保険と違って、事業主負担をとることができない制度ですから、当然のことながら国庫負担が前提とされたものです。

ところが、政府は国保の健全財政の名のもとに、退職者医療制度を導入して、それを口実にして国庫負担率を四五%から三八・五%へと引き下げたのです。しかし、退職者医療制度に移った高齢退職者とその家族が政府の見通しを大きく下回り、その上、国庫負担率の削減で、国保財政はみるみる困難に追い込まれ、保険税の急激な値上げとなっています。

福生市でも、国庫負担率が削減されてから、国保税の大幅な値上げが続いています。高い国保税に納税できない加入者が増加しています。国庫負担率の削減で、保険者である自治体も国民健康保険の財政がもうどうにもやりきれないくらい苦しくなっています。こういう状態なのに、さきの国会ではまたまた国民健康保険法の改悪がされました。今回の国保の改悪は、社会保障に対する国の責任を定めた憲法二十五条や国民健康保険法の趣旨に反し、国の財政負担を地方自治体と国保加入者に肩がわりさせるものです。都道府県・市町村負担を法定化し、医療費が高い市町村に自治体負担の財政的制裁を課して、自治体を際限のない医療費削減競争に追い込むシステムを創設しています。

また八八年、八九年度の暫定措置として、一つには、低所得者の保険税軽減分の国庫負担を大幅に削減し、都道府県や市町村負担を導入するとしています。二つには、国保の老人保健拠出金に対する国庫負担率の引き下げなどを実施するとなっています。これによって、本年度は、国庫負担が四百五十億円も削減され、都道府県には四百四十億円、市町村には二百五十億円の負担増となります。

このような国民健康保険法の改悪によって、福生市でも大きな影響を受けることは間違いありません。福生市における具体的な影響はどのようなになっているか、まず一点質問いたします。

二点目に、高い保険税のために納税することが困難な加入者に、福生市独自の減免制度を確立して、加入者の負担

を軽くすべきであると考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

三点目に、保険証の未交付について、現在どのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

四点目に、東京都が行っていますペナルティーをやめてほしいと要求することはもちろんですが、国保の補助を充実するよう働きかけることが大事であると考えますが、市長は、どのようにお考えになるかお尋ねいたします。

五点目に、自民党政府の国民健康保険法改悪により、福生市の国保財政はますます苦しくなりますが、保険者である市長として、政府に対し国庫負担率をもとの四五%に戻すよう運動すべきだというふうに考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

二点目の老人福祉についてお尋ねいたします。

まず初めに、老人入院見舞金制度の実施についてお尋ねいたします。

最近の急速な高齢化の進行によって、老人福祉の充実が今ほど求められているときはないと思えます。福生市でもお年寄りの人口は年々ふえ続けています。昭和六十二年三月末では三千三百五十一名、六十三年の三月末には三千六百名となっています。東京都で行いました老人の生活実態調査によりますと、何らかの疾病で通院しているお年寄りは五九%であり、年令が高くなるに従って通院している人の割合も高くなっています。お年寄りの半数以上が通院をしているということは、お年寄りの医療費の負担が大きくなっているということです。しかも年齢が高くなるごとに疾病も多くなり、医療費がかさむという現状があります。

こういう現状を踏まえ、幾つかの自治体では老人入院見舞金制度を実施して、お年寄りとその家族の負担を少しでも軽くし、お年寄りが安心して病氣治療ができるようにしています。

町田市で実施しています老人入院見舞金制度、これを福生市で実施した場合、換算しますと六百五十四万円でこれを実施できます。これまで社会に貢献されてきたお年寄りに対して、せめて入院されたときに見舞い金を支給し、安心して病氣治療に専念できる制度を福生市でもつくり、お年寄りを大切にする行政を行うべきではないかと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

二つ目に、老人アパートの設置についてお尋ねいたします。

高齢化社会が進行していく中で、老人世帯やひとり暮らし老人が年々増加しています。お年寄りの皆さんは、なる

べく若い者に迷惑をかけないように生活したいと考えられています。今の住宅事情の中では子供と同居をしたくともできない現実があります。このような現状から、老人世帯やお年寄りのひとり暮らしが余儀なくされています。しかも諸物価の高騰により家賃も高くなっているのに加え、お年寄り世帯にはいろいろな理由で借家も見つかりづらい事情があります。

このような状況から、各自治体ではお年寄りの住宅対策を立てています。羽村町では昭和六十年より老人世帯優遇町営住宅の設置を行っています。田無市では、老人アパート提供事業を行っています。これは市が民間アパートを借り上げ、住宅に困窮するひとり暮らし老人等に提供するものとなっています。

福生市におきましても、お年寄りが安心して暮らすことのできる施策の一つとして、これらの自治体が行っている老人アパートの設置をしていただきたいと考えているものですが、市長の見解をお尋ねいたします。

三つ目に、託老所の設置についてお尋ねいたします。

お年寄りの豊かな老後を考えるときに、健康なお年寄りの施策とともに、今一番切実に求められている施策は、痴呆性老人の施策ではないでしょうか。好むと好まざるとにかかわらず、年を重ねるごとに物忘れがひどくなり、それが痴呆性老人へと移行しているようです。

先月発表されました東京都の高齢者健康調査によりますと、六十五歳以上の在宅老人の四％が痴呆性老人であると推定されています。痴呆性の原因の調査では、一般的に老化に伴うアルツハイマー型痴呆の割合が七年前より一〇・五％の増で二三・一％と急増しています。この調査によりますと、福生市の在宅のお年寄りの約百五十人は痴呆性老人であるということになります。しかも、今後お年寄りが増加する状況があるのですから、痴呆性老人もふえることは間違いありません。

高齢化社会が進む中で、全国の進んだ地方自治体では、痴呆性老人の施策として託老所を設置しています。この施策は、痴呆性老人とその家族から大変喜ばれています。当市には、現在このような施設がないために、痴呆性老人とその家族の方々の苦労は並み大抵のものではありません。人間だれしも年を経れば高齢者となります。高齢者となったときに、一番心配することは自分が痴呆性老人にならないかということです。高齢者にも当然基本的権利は守られるべきです。たとえ痴呆性老人となっても、人権は守られなければなりません。痴呆性老人の介護は家庭では限界が

あるのです。

東京都としても痴呆性老人対策を強めているところですが、先月の調査でもはっきりしているのは、特別養護老人ホームへの入所を希望しながら、入れない人は約三千名に上るといふ報告であります。このため、都は引き続き特別養護老人ホームなど、痴呆性老人対策を急ぐ必要があるとしています。

福生市としても、痴呆性老人とその家族の方々の切実な願いである託老所の設置を行い、痴呆性老人の施策の充実に求められています。市長として、お年寄りの福祉の充実の一環として、託老所の設置をどのように考えられているか、お聞きいたします。

次に、学校教育についてお尋ねいたします。父母負担の軽減に対する考え方についてです。

学歴社会と言われる中で、子供を持つ親は、我が子にはできるだけだけの教育を受けさせたいと願っています。こういう社会を反映して、今や教育費はウナギ登りとなっています。私たちが子供のころは、小中学校だけの勉強で済んでいましたが、現在では早い子供では小学校のうちから習い事や塾へと子供の生活も変わってきています。特に中学生は高校受験を控えて偏差値教育が強いられ、塾へ行くことが当たり前となっています。

こういう状況が学校教育にも反映して、義務教育の中での教育費の父母負担は年々増加しています。小中学校へ通う子供を持つ家庭では、教育費の支出が家計を圧迫しています。義務教育は、本来、無償が建前となっていますが、修学旅行等は公費負担となっていないません。わずかにそれぞれの自治体で補助金を出しているのにすぎません。

中学校の修学旅行等を例にとりますと、かかった経費は六十一年度決算で三校の平均で約四万六千円強となっています。本年度の補助金は八千四百円ですから、その差三万七千円余りを父母負担となっています。また、このほかにも行き届いた教育をするために必要な教材費などの市補助金千八百五十円があります。中学一年生で市の補助金のはかに父母負担は年間四万円ぐらいかかっています。これを単純に三年間で計算しますと、約十二万円となります。教育基本法では義務教育は無償とありますから、この父母負担金は公費で支出しなければならないのではないのでしょうか。

こうした現状を見ますと、せめて学校教育にかかる教育費について、父母負担を少しでも軽くするために、修学旅行等の補助金などの増額を求める声が多くあります。将来の福生市を担う福生の子供たちに、よりよい教育を受けさせ

せるためにもこの声を市政に反映していただきたいと思うのですが、市長の見解をお尋ねいたします。

最後に、片倉工業跡地についてお尋ねいたします。今後の跡地の有効利用についてです。

片倉工業跡地に総合福祉センターを建設する予定であることは承知しております。この跡地は約五千坪ありますが、これを有効に活用するということは言うまでもありません。この広大な土地は、市民の皆さんの財産であります。この土地の活用については、総合福祉センターの建設を含め、計画の段階から市民の皆さんの声を聞き、市民本位の有効利用をすべきであると私は考えるものですが、この片倉工業跡地の活用について、市長はどのように考えられているかお尋ねいたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 原議員さんの御質問についてお答え申し上げます。

まず本市における国民健康保険運営についてということですが、国においては、国民健康保険事業の安定の運営を図るために、このたび国民健康保険法の一部を改正する法律を六月一日から公布施行したわけでございますが、これにより各自自治体とも同様の影響を受けることになるわけでございまして、具体的に申し上げますと、保険基盤安定の措置として、この改正により新たに一般会計から保険税の軽減額を繰り入れし、その額の五〇%を国は負担すると同時に、都と市がそれぞれ二五%を負担するわけでございます。また、老人保健医療費拠出金にかかわる国庫負担の影響は、現行負担額よりも約二%の減額になるのではないかと予測をしております。いずれも試算による推計でございます。具体的な数字をお示しできない状況ではございますけれども、そんなわけであります。

また、減免基準につきましては、市独自の基準は定めておりませんが、国民健康保険条例第十四条の規定により、該当すると思われるものにつきましては、申請に基づき慎重に調査し、対処してまいりたいと存じます。特別の理由がないのに保険税を長期間延納している者については、既に昭和六十二年一月一日から、保険証にかえて、資格証明証を交付し、それにより医療機関に受診してもらうことになったわけでございますが、現在この二十六市では現在実施に向けて検討中でございます。

次に、東京都の補助金につきましては、都の交付要綱により各保険者に交付されておりますので、各保険者の言い分が通らない状況もあるわけでございますが、市長会等を通して、毎年、都の補助金の要望をしておりますので、引

き続き運動を続けてまいりたいと、かように存じております。

それから国庫負担率につきましては、既に負担率が引き下げられてから数年経過しておりますので、過去の率に戻すこの運動はなかなかこれは難しいのではないかとこのように考えております。このたびの制度改定も一部実施状況を見て、昭和六十五年度に抜本的改革を行う旨の附帯決議がなされていることから、いずれ全面的な見直しが行われると考えております。

いずれにいたしましても、さきに申し述べましたとおり、国民皆保険体制というのは絶対的な基盤でなければならぬものでありまして、地域住民の健康と医療を確保するためには、国民健康保険事業が安定的に運営されなければならないと考えておりますので、保険者としてなすべきことは実施し、また国に対しても、必要な運動は全国市長会等を通して積極的に実施してまいる所存でございます。

次に、老人見舞金制度の実施についてでございますけれども、老人見舞金制度につきましては、御案内のとおり、高齢化は急速なテンポで進んでおりまして、初日において高齢者対策全般にわたって研究していくべきではないかといった仲村議員さんからの大変貴重な御提言がございましたわけですが、この件につきまして、こうした中でさらに検討していきたいというふうに考えておる次第であります。

次に、老人アパートの設置についてでございますが、この件につきましても、高齢者全般にわたる中で鋭意研究させていたいただきたいと考えております。

第三点目の託老所の設置につきましても、老人アパートと同様の考え方でございます。

いずれにいたしましても、原議員さんのおっしゃるとおり、この御老人に対しては愛情と、それから感謝の念と、それから、さっきおっしゃられましたような人権を大いに尊重しなければならないと、かように思っている次第でございます。

それから学校教育の件でございますが、これは学校教育の父母負担の軽減に対する考え方についての答弁につきましては、教育委員会からいたさせますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に片倉工業地についてでございますけれども、跡地利用につきましては今後、総合福祉センターを含めて十分調査研究をしていく必要がございますので、これは十日にも再三この話が出たわけでございますけれども、事

務レベルでのプロジェクトを発足しております。跡地の有効利用につきましても慎重に対応していかなければと、こんなふうにご考えておる次第でございます。

以上で原議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、学校教育における父母負担の軽減に対する考え方について御答弁させていただきます。

この問題につきましては、昨年の十二月の定例会にも御質問いただいたわけでございます。その中で、父母負担の考え方について東京都の学校運営標準があるというふうな御説明をさせていただいたわけでございます。東京都の市町村におかれましては、これを適用させていただいて、市が負担すべきものと、それから父母が負担すべきものというふうな解釈をしておるわけでございます。

公費と私費の明確化でございますけれども、その中には修学旅行等は父母負担とすべきであるというふうな考えで四十二年に運営標準を定めていただいたわけでございます。そういう中で、修学旅行等につきましては父母負担が必要であるというふうなことでございまして、受益者負担をお願いするというふうなことをお願い申し上げているわけでございます。

ところが、各市によりまして、修学旅行だとか補助教材等を支給しておるわけでございます。私の方も、それに倣いまして、昨年度までは修学旅行につきましては補助率で、宿泊につきましては二〇％、交通費につきましては一五％というふうな率で、幾らかでも父母負担を解消したいというふうなことから解消の率を申し上げたわけでございます。

なお、本年度につきましては御指摘のとおり交通費だけでございますけれども、二〇％に上げさせていただいたというふうなことでございますが、これを見ましても各市とも比較させていただきますと、それほど負担をいただいておりますので、私の方としてはあくまでもある程度受益者に御負担していただくべきではないかというふうにご考えておりますので、ひとつ御了解のほどよろしく願います。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

まず初めに国保の問題から再質問させていただきます。

まず初めに市長にもう一度お尋ねしたいと思っておりますけれども、さきの国会で国民健康保険法が、私は改悪されたというふうにご思うわけですが、これにつきまして先ほど市長は答弁で、安定的に国民健康保険法が運営されるために改正をされたのであるというふうな答弁があったかのように思うわけですが、本当にそのように思われているのかどうか、ぜひもう一度このところをはっきりお聞かせいただきたいと思うわけです。

というのは、私が今度の国会で改悪されました国民健康保険法の改正について言うならば、一つには、先ほど市長が答弁されましたが、今まで減免分が、保険税の減免分が八〇％を国が国庫負担で見てたわけですよ。これを今度の法改正では五〇％にし、これまで残る二〇％をそれぞれの保険者・自治体が見ていたものを、これを二五％にし、残りの二五％を新たに都道府県に負担をさせるというふうなものなわけです。

そうしますと、保険者である福生で言うと、この福生市の自治体は、新たにこの五％の分の減免の法改正のために自己負担の負担増になるわけですね。六十三年度予算で、国保の予算で私が計算したところによりますと、この五％という金額は約八十五万円程度になるであろうというふうに思うわけです。そうしますと、この減免制度のこの減免分だけで見ますと、この法改正で東京都は二五％新たにこれは持ち出しになるわけですね。そうしますと、これまでの東京都の補助金が、新たに国のこれまで持っていた補助金の分の二五％分を都が持つわけですから、これは東京都の補助金体制は今後どうなるのかなという、そういう不安が私はあるのではないかなというふうに思うわけです。この二五％分は東京都が持つにしても、これまで東京都が出していた国保に対する補助金、これがどういう形になって今後あらわれてくるのかなという点。

そういうことから考えますと、その一点だけから見ましても、今回行われた国保の法改正は、地方自治体にとってちっともプラスにならないばかりではなくて、国保自体が安定的に運営されるものではないというふうには私は思うわけですが、こういう点で見てどうなのかなというふうに、今市長が答弁されましたけれども、それでもまだこの法改正で安定的になるというふうに言われるのかということ。

それと、もう一つは、今度これが法改正をされたために、一定の医療費というものを標準というものを決めまして、それよりか多く医療費がかかるところは、国の補助金を減らすというわけですよ。これは被保険者が、加入者がお医者さんに行く数を減らす競争になっていくということは、これは間違いないということで、あらゆる専門家の方

が発表されているわけです。

受診率が抑制されますと、いざかかったときには非常に大きな医療費がかかるということは、もうこれは常識的なことで、そういう受診の抑制をも図るようなこの国民健康保険法の改正だったわけで、私は、これはまさに改悪であるというふうに思うわけですけれども、こういう点から考えて、この今回の国会で自民党政府が行いましたこのような、私に言わせれば改悪のこの国保の保険法、そのものをどのように考えるか、もう一度聞かせていただきたいと思いますね。

今の市長の答弁で、そうすると六十三年、六十四年度の中で、当面措置されるであろうこの国庫の国保税の減免分の持ち出し分が、これが国が五〇％になって市が新たにプラス五％になった、それは聞きました。私の計算では約八十五万円だろうというふうに思うわけです。老人保健拠出金で言いますと、これまでの約二％減額になるということが今答弁でありましたけれども、それで間違いないのかどうかというのか。

それで、それは六十三年度ですね。じゃあ六十四年度は、これは二年間の暫定措置ですから、来年度はどうなるのかということ。これも聞かせてほしいというふうに思います。

それと、老人保健の拠出金が約二％減になるということですが、これらの計算です。ね、市長はあれでしょう、部長はこの計算なんかはしてあるんだろと思うんですけれども、この保険法の改正によって福生市はどれくらい負担がかかるのかというのは当然これは計算してあると思いますので、それはちょっと部長の方からちょっと教えていただきたいと思います。

市長については、この保険法そのものがどうなのかということ。

それと、減免の問題なんですけれども、確かに十四条では、これは国民健康保険法、この国の言う六割四割の減免のことを、今、市長は言われたというふうに思うわけです。これにつきましては、今まで私も再三これを質問しておりますのであれですけれども、市長にお尋ねしたいんですけれども、この保険税の十四条であるこの減免規定ですよ、一つには、災害等により生活が著しく困難となった者、二つ目には、貧困による減免の必要がある者、大体がこの二項の貧困による減免の必要がある者というものが当てはまるのではないかとこのように思うわけです。

これは、国民健康保険法によりまして、収入があつてと、こういう規定があるわけです。福生のこの条例にはそこ

までは書いてありませんけれども、国の六割四割の減免規定に当てはめて、このような減免措置をされているというふうに、これが十四条ではそうになっているはずなんです。これは十分わかっています。

この上で、なおかつ福生市独自のもので減免措置が必要と考えられないかということを質問しているわけでありまして、なぜかといいますと、市・都民税の非課税世帯というのがあります。市・都民税が非課税世帯でありまして、保険税が非課税という、保険税が減免に値するというふうにはならないです。ね、国の健康保険法のこの計算でいきますとね。税金は非課税になっているわけだけれども、保険税は非課税にならないという矛盾があるわけ、私は矛盾だと思えます。税金が市・都民税が非課税ということは、それなりに生活が困窮しているから非課税だというふうに規定づけられていると思うんですけれども、保険税については、それは当てはまらないようになっているわけですね。

ですから、私はせめて非課税世帯には保険税が減免できるような、そういう措置を福生市独自で考えられないかというのを市長にお尋ねしているわけです。

あわせて調査してあるので言わせていただきますと、六十三年度の国保の予算のときの説明で見ますと、約七千九百世帯が福生市の国保の加入世帯数なんです。そのうち法のこの六割四割の軽減世帯は、これは六十三年度の予算の説明ですから推定ですけれども、千七百九十五世帯ですね。約二・七％の世帯は六割四割に当てはまっているんです。それぐらい、やはり国保の加入者というのは、所得が低い、低所得者と言うのが適正かどうかかわりませんけれども、所得の低い方が多い国民健康保険、こういう制度なんだということが言えるというふうに思うわけです。これ以外の方々の中でも、市・都民税の非課税世帯の方がまだあるわけですね。

こういうふうな中で、ますます保険税が払いづらくなつて滞納者がふえているというのも、これも事務報告書なんかを見ましても年々滞納者数は上がっているわけです。保険税が値上げになった年から見ますと、その年と保険税の値上げ前の年と比べますと非常に大きな滞納者が出ています。ですから、保険税を上げなければならぬ、国庫の負担金がこんなに減ってしまったのだから、そういう実態の中で、私はこういう収入の少ない方たちを救済するためにも減免措置が必要だというふうに思うわけです。ぜひ、そのところを、そういう事情を踏まえて市長はこの減免措置、独自の減免措置についてもう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

それと保険証の未交付の関係ですけれども、これは厚生省がやはり国会で悪質滞納者、六カ月保険税を支払えない方には保険証を渡さないで、そのかわり資格証というのを渡して、それを持って医者さんに行って治療を受けなさいというものですよね。これは幸いというかわかりませんが、東京都等の医師会との関係の話合いがまだつかないとか、いろんな事情があって、いまだにまだ福生市では実施していない。今、市長の答弁でも二十六市は検討中であるというふうに言われましたけれども、このところで一つだけ市長がかわられたので確認しておきたいというふうに思うんですけれども、これは保険法の改正では、悪質滞納者には保険証を交付しないということになっているわけです。

これは悪質滞納者というのは普通、その言葉だけでとらえますと、お金があるのに、保険税が払えるのに払わない人が悪質滞納者かなというふうに私は考えるわけですけれども、いろんなところでいろんな意見を聞きますと、お金があるうと、なからうと、六カ月保険税を払わない者は悪質滞納者とみなすんだというふうな見方がされるというふうになっている部分もあるというふうに聞くわけなんですけれども、その点について、非課税世帯で生活費が年金暮らしで、お金がないんだという、非課税世帯の中にはそういういろんな方があると思います。そういう中で、保険税が払えない方は六カ月を過ぎようとも私は悪質滞納者だとは考えないわけですけれども、市長は、この点のように考えられるのか聞かせていただきたいというふうに思います。

それとですね、福生市でも保険証を交付いたしましたね、昨年でしたか、交付する時期がありました、この保険証が普通ならば、今、資格証の問題がまだ使って未交付状態にはないわけですから、すべての加入者には、被保険者には保険証が届いていることになっているわけですね。ところが、現実にはその保険証が届いていないのがあるのではないかとこのように思いますけれども、その件数はどれぐらいあるのでしょうか。もし全部届いていれば、それで結構です。

四つ目に、東京都の問題なんですけれども、東京都の問題につきましては、市長も市長会を通じて運動して、今後さらに運動していくという答弁がありましたので、ぜひ、この運動を強めていただきたいと思いますけれども、私は、もう一つお願いをしたいと思うんですけれども、市長会だけではなくて、ぜひ市長会も通じて運動されるのはもちろん結構でございますけれども、それにプラスいたしまして、ぜひ市長御自身で、福生市長としてもぜひともこのペナ

ルティーを廃止してほしいということ、今度の法改正により都の負担金がふえたわけですけれども、それによって、これまで来ていた補助金が減額にならないように、それ以上に国保財政、国保の健全運営のために、都からの国保への補助金の増額を訴えていただきたいというふうに強く思うわけですけれども、これについていかがなものでしょうか。

あわせてちょっと言わせていただきますと、六十三年度の予算で東京都のペナルティーは約五百九十万だったんです。予算ですから、これはまだ結果は出ませんけれど、六十三年度予算の推計では約五百九十万のペナルティーがあるということ、これは予算が来ない。六十二年も、これもまだ決算が私は聞いていませんので約九百万、九百四十万。六十一年度は、これは決算が出ていますから四千七百万ですか、そうですね。六十年度は、ペナルティーは途中から始まったわけです、十月以降から。これが八百八十万程度。六十一年度決算で四千七百万だったものが、六十二年度の当初の予定では九百万に減っているわけです。これは、やはりなぜかというと、やはり福生市の国保税を、限度額なり均等割なり、国保税の値上げをしていったからペナルティーが減ってきているわけです。

こういうふうに東京都がペナルティーを科す目的は、それぞれの保険者が保険税を値上げして、東京都二十三区並みに保険税をとりなさいということ、このペナルティーをかけたわけです。ですから、このペナルティーの廃止というのはなかなか難しいというふうに考えていますけれども、こういうペナルティーをこういうところから発案した東京都としてみれば、今度の国保の保険法の改悪によって、東京都の持ち出しが新たに二五%出たわけですから、そうしますと国保への補助金が減額になるのではないかと、ペナルティーがもっともつかってくるのではないかと、いうふうに危惧を抱くものなんですけれども、そういう点なども含めて、東京都ではどういうふうに今、担当にどういうふうな東京都からのお話があるのかということと同時に、これは市長にぜひとも力を入れていただいて、東京都に対する運動をもっと強めていただきたいというふうに思います。もう一度、そのところを聞かせていただきたいと思っています。

それと、国庫負担率の四五%に戻すことなんですけれども、確かに国民健康保険は、国民皆保険のもとに、これが国民健康保険法というのができて発足したものであります。この国民健康保険法が国会で成立するときに、国会では、政府は可及的速やかに国庫負担率及び療養給付率の引き上げに努力する必要があるんだという附帯決議を採択し

ているわけ、これは昭和三十六年ですけれども、それにもかかわらず国庫負担率が四五%から三八・五%へと削減されたわけですね。

この国保の運営が現在のように困難になったのは、何よりもこの国庫の負担率を削減したから、この運営が困難になっていくわけなんです。これはいろんな先生方のお話を聞きましたも皆さんこうおっしゃいます。この国保の運営をもとに戻すには三八・五%を四五%に変えれば、もとへ戻せば即これは国保の健全運営ができるわけですね。

ですから私は、市長も言われました国民皆保険の運営、これが言ってみれば国民の命と医療と健康を守るわけですよ。その趣旨に戻すためにも、ぜひともこの負担率のもとへ戻せという運動は、さらにさらに強める必要があるのではないかとこのように私は考えるんですけれども、その点どのように考えられるか、ひとつ聞かせていただきたいんです。

それと、老人入院見舞金制度の関係ですけれども、さらに検討したいという、これから高齢化社会がますます逼迫した勢いで進行してくるわけですね。老人福祉そのものについて、市長は老人入院見舞金や老人アパートや託老所についても愛情と感謝の念を持ってお年寄りの人権を守り、こういうことを検討していくんだというふうに答弁いただきましたので、ぜひ検討もしていただきたいし研究もしていただきたいというふうに、これは強く思います。

しかし、研究をしている間にも、検討をしている間にもお年寄りの数は、やはりふえていきますし、そういうお年寄りも日々の生活があるわけです。言ってみれば町田市で今行っている老人入院見舞金制度、この制度を、そのままそっくり福生市で当てはめますと約六百五十四万円あれば実施できるわけですね。私は検討し研究しながらも、その前に、まず初めにこの入院見舞金制度を実施して、一つはお年寄りの生活を安定させ、命と暮らしを守るためにも、お年寄りが入院されたときに、せめて見舞金が出せるような、こういう制度を確立していきながら、さらによい老人福祉がどういうものかということを検討し研究していただきたいというふうに思うわけです。

今までの田村市長も常にそういう答弁をいただいていたわけです。研究するとか、検討するとか、その研究し検討しながら、二年たち三年たち四年たちというふうに年数はたっていくわけです。その間のお年寄りの数のふえぐあいは急速なものですけれども、そういう研究し検討している間に、亡くなられたお年寄りの数もそれなりにあるわけです。やはり福生市に生まれて福生市で暮らして、しかも福生に貢献されてきた、こういうお年寄りの方たちに少して

も老人福祉を充実するためには、私は早い時期にこのような老人入院見舞金制度なども実施していただきたいというふうに強く思うわけですけれども、市長の検討したい、研究したいという、こういうことはどのくらいをめどに、もう本当に五年も六年も十年も研究、検討しているうちに、お年寄りはそういう福祉を受けなくて亡くなられる方も出てくるというふうに思いますので、ぜひともそこところはもう一度はつきりと聞かせていただきたいというふうに思います。

老人アパートについて言いますと、御存じでしょうか。市長に本当にお年寄りに対しての愛情と感謝の念、それで人権を守っていききたいんだというこういう姿勢をうんと強く持っていたいただきたいというふうに思いますし、本当にそういう気持ちをお持ちなので、そういう方針でこれからも老人福祉対策をとっていただけるだろうというふうに思いますので、少しは安心をするわけなんですけれども、一つには、この東京の中で老人の住宅対策を行っている自治体、区を含めまして一番早く行っているのは昭和四十七年度から行っているところがあるんです。四十七年度からです。今、六十三年度です。

そういう中で、現在では二十カ所のところで何らかのこの老人の住宅対策がとられているわけですね。隣の羽村町は先ほど登壇しても述べましたけれども、お年寄りの世帯の優遇町営住宅、こういうのを町営住宅を建設の際に設置しているわけですね。こういう公営住宅を建設するのはなかなか大変だということでしょうか、田無市では民間のアパートを借り上げて、細かく言いますと、家賃を大幅に市で負担しているわけですね。少ない家賃で、言ってみれば約三万ぐらいの家賃で、田無市ですから家賃が高いんでしょう、三万円ぐらいのお年寄りの負担でアパートが借りられるような、こういう政策をとっているわけです。皆さんから大変喜ばれています。お年寄りになりますと、なかなか不動産屋さんなどに行きましてもお家を賃していただけなんです。そういうのを市が仲買しまして市が責任を持ってこういうことをする、とてもいい施策ではないかと思えます。ぜひ、このことにつきましては早速これについてもうやっていただきたいというふうに思います。

託老所につきましても、私はこの託老所については、ついせんだったの三月議会でもこれは質問したわけです。そのときの田村市長の答弁は、福生にできました特養の老人ホームですね、特別養護老人ホームや総合福祉センター、今後できますその他の福祉関係施設の利用等も考えられるので、今後検討していきたいというふうに答弁されている